

競争入札参加資格審査申請要領

高知県が令和9年度から令和11年度までに発注する物品の購入（製造を含む。）、サービス（清掃、警備、設備保守管理を除く。）の契約に係る競争入札に参加を希望する事業者は、この要領により関係書類を提出してください。

競争入札参加資格者登録名簿に登録されると、一般競争入札及び指名競争入札に参加する資格が得られますが、自動的に又は直ちに指名や発注があるという制度ではありませんので、ご注意ください。なお、この名簿については、高知県情報公開条例に基づき公開します。

登録は一事業者一登録のため、同一事業者による複数の申請、登録はできません。

指名競争入札に参加させようとする者の指名にあたり、登録された事業者（以下「登録事業者」という。）のうち取扱業者の中に県内事業者（高知県内に本支店又は営業所がある者を含む。以下同じ。）と県外事業者（県内事業者以外の登録事業者。以下同じ。）がある場合にあっては、県内事業者育成の見地から、原則として県内事業者を優先します。

また、平成17年10月から実施している「物品電子調達システム」（以下「電子調達」という。）には、県外事業者は参加できません。（電子調達についての詳細は、高知県総務事務センターホームページ内（アドレス <https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2025041100135/>）に掲載しています。）

1 資格審査を申請できない事業者

（1） 資格審査事項（営業概要書（第2号様式）に記載する内容）が次の**アからエまでの全てに該当している者**

ア 営業年数 1年未満

イ 従業員数 5人未満

ウ 直前の1事業年度分の販売（製造）実績高（千円未満切捨て） 5,000千円未満

エ 自己資本額（千円未満切捨て） 10,000千円以下

（2） 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

（3） 営業に関し法令上必要な要件を備えていない者

（4） 経営状態が著しく不健全であると認められる者

（5） 手形又は小切手の不渡り事故を起こし、銀行当座取引を停止されている者

（6） 審査基準日（令和8年10月1日）の前日までに納期限の到来した都道府県税を滞納している者（資格審査の申請をするまでに完納した者を除く。）

（7） 消費税及び地方消費税を滞納している者（資格審査の申請をするまでに完納した者を除く。）

（8） 個人住民税の特別徴収義務者として特別徴収を行っていることの申告、新規事業者で特別徴収義務者として今後特別徴収を行うことの誓約又は特別徴収義務者となった場合に特別徴収を行うことの誓約のいずれも行わない者

（9） 次の各号のいずれかに該当すると知事が認めるもの

ア 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。

イ 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。

ウ 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。

エ 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。

オ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。

カ 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。

キ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。

- ク 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- ケ 役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- コ 役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 資格有効期間

令和9年4月1日（競争入札参加資格者登録名簿への登録を決定した日が令和9年4月2日以降の場合は、当該決定日）から令和12年3月31日まで

3 受付期間及び提出方法

令和8年10月13日（火）から同年11月13日（金）までに到着したものを受け付けます。

なお、開庁時間は午前8時30分から正午、午後1時から5時15分までです（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。

※提出は早めをお願いします。

(1) 電子申請

高知県電子申請サービス

(https://apply.e-tumo.jp/pref-kochi-u/offer/offerList_initDisplay) から申請してください。

(2) 郵送又は持参（令和8年11月13日（金）必着）

下記5の提出先に郵送又は持参してください。（電子メールでの提出は受け付けしません。）

※持参による場合、対面での書類審査は行いません。不備等あった場合は、後日電話にてご連絡します。

4 提出書類

別紙「資格審査申請に必要な提出書類」のとおり

5 申請書の提出及び問い合わせ先

高知県会計管理局総務事務センター 会計・物品担当

〒780-8570 高知市丸ノ内一丁目2番20号

電話 088-823-9788（直通） F A X 088-823-9266

メールアドレス 180301@ken.pref.kochi.lg.jp

6 名簿登載の項目

- (1) 商号又は名称、代表者職氏名
- (2) 郵便番号、電話番号、F A X番号、住所
- (3) 営業種目
- (4) 本店・支店・営業所等の郵便番号、電話番号、住所、その他特記事項

7 申請書等の記載上の注意事項

申請書等の記載に当たっては、下記の事項をよく読んで、誤りや記載漏れがないよう正確に記入してください（**郵便番号、日付及びフリガナも必ず記入してください。**）。

- ・書類の訂正は二重線を引き、その上段に記載してください。
- ・修正液、修正テープは使用しないでください。
- ・提出した申請書等の控えを必ずとるようにしてください。

(1) 競争入札参加資格審査申請書（第1号様式）

ア 「申請者」は、法人の場合は本店代表者、個人の場合は本人になります。

イ 「記入担当者」は、申請書の記載事項に関する県からの問い合わせに答えられる方を記載してください。

ウ 「登録事業所」の欄は、高知県と取り引きする事業所（本店、支店等）について記載してください。

ただし、支店、営業所等で登録する場合は、取り引きする権限（委任状に記載されている全ての事項）が委任されていることが必要です。

「営業種別」は、営業種目一覧表（第4号様式）から主とする業種を1種のみ選び、番号と種別名を記載してください（営業種別を1種としているのは、競争入札参加資格者登録名簿の整理上の都合によ

るものであって、競争入札の参加の範囲を限定するものではありません。）。ただし、営業種別番号61「印刷」は印刷機械設備を所有し、自社で印刷を行える者に限ります。

エ 高知県内にある事業所の住所等

申請者及び登録事業所が高知県外であって、高知県内に支店、営業所等がある場合は、必ず記載してください。ただし、複数の事業所がある場合は、主たる事業所のみ記載してください。

この欄に記載があり、かつ、高知県税の納税証明書の提出がある場合は、県内事業者として取り扱います。

(2) 営業概要書（第2号様式）

審査基準日（令和8年10月1日）現在の状況を記載してください。

ア 従業員数

審査基準日の前日における本店、支店等組織全体の従業員数（アルバイト及びパートタイムを除く。）を記載してください。個人の場合は、事業主も含めた人数、特定非営利活動法人の場合は、常勤の理事及び常勤のアルバイト等の従業員を含めた全ての人数を記載してください。

イ 営業年数

審査基準日の前日までの営業年数を記載してください（1年未満は、切捨てとします。）。

「創業」の時期は、個人経営から同じ業種の法人組織に変更した場合は個人営業開始年月を、個人の方で営業の同一性を失うことなく家業相続を行っている場合は相続前の創業年月を記載してください。

「現組織への変更」は、個人営業を法人に、又は有限会社を株式会社に変更した場合等法人格の変更の日を記載してください。

ウ 販売（製造）実績高

審査基準日直前1年間の販売（製造）実績を記載してください。

会計期間が6か月の法人については、2期分の合算をもって1年とします。

エ 自己資本額

法人の場合は審査基準日直前の事業年度の決算における純資産の額を、個人の場合は次年繰越しの純資本の額を記載してください。

(3) 委任状（第3号様式）

指定様式の委任状に記載されている権限は、全て委任するものとし、一部委任は認められません。

ただし、「代金の請求並びに受領に関する件」のうち、受領に関しては委任しないことも可能ですので、その場合は、「並びに受領」の記載を二重線で抹消してください。

(4) 営業種目一覧表（第4号様式）

希望する販売物等に○印を付けてください。

申請者名（法人の場合は団体名、個人の場合は本人氏名）を必ず記載してください。

許認可等が必要な営業種目については、許認可証等の写しを添付してください。添付されていない場合は、営業種目が登録されない場合があります。

なお、一覧表は、該当のない頁も含め、4枚全て提出してください。

8 審査結果の通知

高知県会計管理局総務事務センターのホームページへ競争入札参加資格者登録名簿を掲載し（令和9年2月上旬予定）、これをもって審査結果の通知とします。（資格者登録名簿に登録しない旨の決定をした場合を除く。）

9 物品電子調達システムの参加申し込み

令和9年4月1日からの「物品電子調達システム」への参加申込受付は令和9年2月上旬から開始します。

申請様式及び詳細な日程については、高知県総務事務センターホームページ（<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/180301/>）に掲載予定（令和9年2月上旬）です。

なお、参加できる方は、「令和9年度から令和11年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に県内事業者として登録されている方に限られますのでご注意ください。

10 その他

(1) 申請書類及び添付書類の作成に用いる言語等

ア 申請書は、日本語で作成してください。

イ 添付書類を外国語で作成したときは、日本語の訳文を付記し、又は添付してください。

ウ 申請書及び添付書類の金額欄は、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する

外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記入してください。

※外国会社が申請する場合は、当該外国会社が日本における代表者を定めて登記をすることが必要です。

(外国会社とは、外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体であって、会社と同種のもの又は会社に類似するものです。)

詳細は、法務省のホームページ (https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00275.html) をご覧ください。

- (2) 本要領の申請様式は、令和8年10月13日(火)から同年11月13日(金)までの受付用です。

上記3の「受付期間」終了後は、令和9年4月1日(木)から随時申請を受け付けますが、名簿登録は、令和9年6月1日(火)以後になります。

なお、令和9年4月1日(木)から受付を行う申請書類は、令和9年3月1日(月)からの配布を予定しています。

- (3) 申請書の記入事項が未記入又は記入事項に不明な点があるもの及び添付すべき書類が不備又は未添付のため審査できない場合は、登録を行えないことがあります。

申請に当たっては、書面への記入及び書類の添付に不備等がないか、提出前に点検を行い、適正な書類の提出を行ってください。

- (4) 別紙「資格審査申請に必要な提出書類」に記載している書類はA4版で提出してください。

ただし、電子申請の場合の以下の書類は、電子申請画面に入力することで作成される書類によることとし、提出の必要はありません。

- ・第1号様式 競争入札参加資格審査申請書
- ・第2号様式 営業概要書
- ・第3号様式 委任状
- ・第4号様式 営業種目一覧表
- ・第6号様式 個人住民税特別徴収実施申告(誓約)書
- ・第7号様式 暴力団排除に関する誓約書
- ・第7号様式の2 役員等名簿(32名分まで作成可です。32名を越える場合は該当する様式のみ添付書類で提出してください。)

- (5) 提出された納税証明書については、発行した税務署又は県税事務所に確認する場合があります。

- (6) 提出された個人住民税特別徴収実施申告(誓約)書は、高知県税務課を経由して、高知県内市町村に提供する場合があります。

- (7) 登録後に、商号、代表者、住所等が変更になった場合には、直ちに「変更届(第10号様式)」を提出してください。

なお、変更届が提出されるまで、資格者登録名簿の変更は行われませんのでご注意ください。

資格審査申請に必要な提出書類

○：必ず提出 △：該当する場合に提出

	提出書類	法人	個人	発行場所 (依頼先)
1	提出書類チェックリスト	○	○	
2	競争入札参加資格審査申請書（第1号様式） <u>※押印不要</u> (1) 郵送又は持参の場合：第1号様式 (2) 電子申請の場合：電子申請画面に入力することで作成されるため添付による提出は不要	○	○	
3	営業概要書（第2号様式） ※電子申請の場合：電子申請画面に入力することで作成されるため添付による提出は不要	○	○	
4	委任状（第3号様式） <u>※押印不要</u> 取引権限を支店等に委任する場合に提出してください。 ※電子申請の場合：電子申請画面に入力することで作成されるため添付による提出は不要	△		
5	営業種目一覧表（第4号様式） 希望する販売物等に○印を付けてください。 ※電子申請の場合：電子申請画面に入力することで作成されるため添付による提出は不要	○	○	
6	登記事項証明書又は登記簿謄本（履歴事項全証明書又は現在事項全部証明書） （写し（両面印刷）可） 申請日の前3月以内に交付されたものを提出してください。	○		法務局
7	身分証明書（写し可） 申請日の前3月以内に交付されたものを提出してください。		○	本籍地の市町村
8 (注)	都道府県税全てに係る納税証明書（写し可） 審査基準日の前日までに納期限の到来する以下の都道府県税について、滞納がないことの証明書を提出してください（事業を開始したばかりで課税されていない場合も提出が必要です。） ①法人の場合：第1号様式の「登録事業所」がある都道府県に対する全ての税 ②個人の場合：個人事業税及び個人県民税（住民税） 滞納のない証明書が発行されない都県については、法人にあっては直近事業年度の納税証明書、個人にあっては居住している都県の個人事業税の納税証明書を提出してください。 ※申請日の前3月以内に交付されたものを提出してください。	○	○	登録事業所のある都道府県税事務所
9 (注)	高知県税の納税証明書（写し可） 申請者及び登録事業所の住所が高知県外であって、高知県内に支店等の事業所があり、第1号様式に当該支店等を記載している場合は提出してください。 これの提出がないと県内事業者としての受付ができません。 ※申請日の前3月以内に交付されたものを提出してください。	△	△	高知県内の県税事務所
10	消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可） 納税証明書の「その3の2（個人用）」又は「その3の3（法人用）」の <u>いずれか</u> を提出してください（「その1」、「その2」及び「その3」は不可です。）。 ※申請日の前3月以内に交付されたものを提出してください。	○	○	申請者の所在地のある税務署

11	財務諸表（直近1事業年度分）（個人の場合は、第5号様式） <u>※押印不要</u> ①法人の場合：（1）貸借対照表、（2）損益計算書、（3）株主資本等変動計算書 ②個人の場合：青色申告決算書の写しなど、決算状況が分かるもの	○	○	
12	個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（第6号様式） <u>※申請者欄は押印不要</u> ☒ 1の場合、個人住民税特別徴収税額の決定・変更通知書（写し）は不要です。 ※電子申請の場合：電子申請画面に入力することで作成されるため添付による提出は不要	○	○	
13	暴力団排除に関する誓約書（第7号様式） <u>※申請者欄は押印不要</u> ※電子申請の場合：電子申請画面に入力することで作成されるため添付による提出は不要	○	○	
	役員等名簿（第7号様式の2） 役員等名簿は、申請する時点の役員等を記載してください。 ※電子申請の場合：電子申請画面に入力することで作成されるため添付による提出は不要	○	○	
14	印刷に関する保有設備等申告書（第8号様式） 営業種目一覧表で「61 印刷」の欄に○印を記載した場合は、必ず提出してください。 提出がない場合は、「61 印刷」に係る営業種目の登録ができません。	△	△	
15	営業許可証・認可証等（写し） 営業にあたって取扱いに許認可等が必要な場合（営業種目一覧表に例示しています。）は、許可証・認可証等の写しを提出してください。 提出がない場合は、当該営業種目の登録はできません。	△	△	
16	I SO14001の「環境マネジメントシステム登録証」（写し） 認証を取得している場合にのみ提出してください。認証を取得していても、これらの提出がない場合は、これらの認証を取得している事業者としての受付ができません。	△	△	
17	エコアクション21の「エコアクション21認証・登録証」（写し） 認証を取得している場合にのみ提出してください。認証を取得していても、これらの提出がない場合は、これらの認証を取得している事業者としての受付ができません。	△	△	
18	「こうちSDGs推進企業登録証」（写し） 登録をしている場合にのみ提出してください。登録証の提出がない場合は、「こうちSDGs推進企業」の登録事業者としての受付ができません。	△	△	
19	「高知県ワークライフバランス推進企業認証書」（写し） 認証を取得している場合にのみ提出してください。認証を取得していても、これらの提出がない場合は、これらの認証を取得している事業者としての受付ができません。	△	△	
20	「パートナーシップ構築宣言」（写し） パートナーシップ構築宣言の登録企業リストに掲載を行っている場合のみ提出してください。	△	△	
21	障害者雇用申立書（第9号様式） <u>※押印不要</u> 該当する場合は提出してください。 （詳細は、第9号様式「注意事項」をご覧ください。）	△	△	

※ 受領書は用意しておりませんので、必要な場合は、任意の用紙をご用意ください。

また、郵送をご希望の場合は、返信用ハガキ又は返信用封筒（第一種定形郵便。110円（料金が改定された場合はその額）の切手を貼付）に受領書の送付先を記入して送付してください。

(注) 8「都道府県税全てに係る納税証明書」及び9「高知県税の納税証明書」の補足説明

1 県内事業者 (A、Bは高知県以外の都道府県を表します。)

	申請者住所	登録事業所住所	その他高知県内所在事業所 (営業概要書記載の事業所)	必要な「都道府県税全てに係る納税証明書」
1①	高知県	高知県		高知県税事務所発行証明書 1通 計1通
1②	A都道府県	高知県		高知県税事務所発行証明書 1通 計1通
1③	A都道府県	A都道府県	あり	A都道府県税事務所発行証明書 1通 高知県税事務所発行証明書 1通 計2通
1④	A都道府県	B都道府県	あり	B都道府県税事務所発行証明書 1通 高知県税事務所発行証明書 1通 計2通

(注) 1③、1④で、高知県税事務所発行証明書が添付されない場合、「県内事業者」として認められません。
従って、「物品電子調達システム」に参加することができません。

2 県外事業者

	申請者住所	登録事業所住所	その他高知県内所在事業所 (営業概要書記載の事業所)	必要な「都道府県税全てに係る納税証明書」
2①	A都道府県	A都道府県		A都道府県税事務所発行証明書 1通 計1通
2②	A都道府県	B都道府県		B都道府県税事務所発行証明書 1通 計1通